

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

納付方法

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)では、広域連合が保険料の額を決定し、松田町がその保険料を徴収します。その徴収方法は二つに分かれます。

【特別徴収】

2か月ごとに支払われる年金から天引きされます。

※1 年金額が年額18万円(月額1万5千円)未満の方、介護保険料と長寿医療制度保険料または国民健康保険料の合計額が年金額の1/2を超える方は年金からの天引きではなく、普通徴収でのお支払いとなります。

【普通徴収】

町が送付する納付書などにより7月から翌年の3月までの毎月(9回)に分けて保険料を納付します。

特別徴収から普通徴収(口座振替)へ変更できます
次のいずれかに該当する方は、申し出により特別徴収から普通徴収へ変更することができます。
①国民健康保険税を確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合
②年金収入が年額180万円未満で、かつ連帯納付義務者(世帯主または配偶者)がいる方が、連帯納付義務者の口座振替により納付する場合

窓口などで納付している方も口座振替ができます
現在、普通徴収(納付書による納付)の方も口座振替をすることができます。他の世帯員の確定申告などで保険料控除を申告する際は、事前に年金の天引きから口座振替への変更が必要となりますので町民健康課の窓口までお申出ください。

【問合せ】町民健康課国保年金係 ☎(83)1225

国民健康保険 納付方法

10月から、被保険者の方(世帯主を含む)が65~74歳の方だけの世帯では、原則世帯主の年金からのお支払いに変更されています。年金額が年額18万円(月額1万5千円)未満の方、介護保険税と長寿医療制度保険料または国民健康保険税の合計額が年金額の1/2を超える方は年金ではなく、普通徴収でのお支払いとなります。

年金からの保険料のお支払いは、多くの場合、口座振替へ切り替えることができます。世帯主または配偶者名義の口座からの振替にすることで、世帯主としての所得税・住民税の負担が軽減される場合があります。

【問合せ】町民健康課国保年金係 ☎(83)1225

決算報告番外編

国民健康保険事業特別会計

国民健康保険の仕組み

国民健康保険(国保)は、加入している皆さんが安心して医療を受けられるよう、相互扶助を目的に生まれた大切な制度です。その歳入は、加入している皆さんが納める国民健康保険税と、国などからの負担金で成り立っています。

その一方で歳出の多くは、加入者の皆さんが医療機関にかかった医療費の負担を軽減するために用いられています。皆さんは病気やケガ等で医療機関を利用したとき、実際にかかった医療費総額の3割(高齢受給者証をお持ちの方は1割、または2割)を支払っています。これを一部負担金といい、残りの7割(または8割)は国民健康保険税等で負担しています。

町の国保財政状況

国保事業は、独立した一つの事業として、一般会計と分けて国民健康保険事業特別会計で運営しています。この会計では、歳入に保険税や負担金などを計上して歳出の医療費の負担軽減などを賄うことで、国保事業をやりくりするわけですが、実際にそれだけでは補うことはできません。その不足分は、町の一般会計からの繰入金で補っているのが現状です。

国保では、少子・高齢化の進行などに伴い、年々医療費が増加し続けています。さらに、介護納付金も増加していることから、収支が毎年赤字になるなど、厳しい財政状況が続いています。平成19年度においては財源不足から、000万円(法定外)を一般会計から繰り入れて対応しました。また、平成20年度予算に想定される、財源不足が生じる一般会計からの繰入金と財政調整基金を取り崩すこととしています。

今後、国保財政の健全な運営をしていくためには、医療費の適正化、保健事業の推進と税率の見直しなど、加入者の皆さんに一層のご協力をお願いしなければならぬ現状があります。

医療費の増加に歯止めを

左の表では平成17年度からの保険料と医療費の推移を表しています。平成19年度の一人当たりの保険税(現年度課税分)は91,638円で、これに対し一人当たりの医療費は395,067円で毎年増加し続けています。高齢化社会が進む中、今後も医療費が増え続け、町の財政状況を圧迫することが予想されます。それを防ぐためには、一人ひとりが自身の健康管理に気を付け、病気を防ぐことが求められています。

《医療の受診ポイント》

- ①複数の病院で重複受診しない。
- ②定期健診を受け、早期発見・早期治療を心がける。
- ③医師を信頼し指示を受けると共に、不安や疑問を尋ねる。
- ④家庭医を持つ。

ポイントを守り、無駄の無い医療で健康な日々を過ごしましょう。皆さんの努力が医療費の節約を推進します。

国保医療費・保険税額(1人あたり)

年度	国保医療費 (老人保健医療費を含む)	保険税額 (介護分を含む)
平成17年度	369,654円	78,323円
平成18年度	378,992円	90,369円
平成19年度	395,067円	91,638円

一般会計からの繰入状況(法定外)

年度	繰入額
平成17年度	4,000万円
平成18年度	3,000万円
平成19年度	3,000万円

【問合せ】町民健康課国保年金係 ☎(83)1225



ALL for FAMILY~この美しく住みよい「街」は、ご家族の「輝く暮らし」のために~

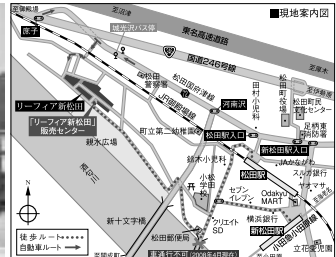
〈リーフィア新松田〉第2期10邸 モデルホーム公開中!!



image photo



第2期街並み完成予想図※図面を基に描き起こしたもので実際とは異なります。



■「リーフィア新松田」第2期物件概要●所在地 神奈川県足柄上郡松田町松田庶子字中屋敷571番20(地番)他●交通 小田急小田原線「新松田」駅徒歩17分、JR御殿場線「松田」駅徒歩13分●販売価額(税込) 3,460万円~4,050万円●最寄備前帯 4,000万円台(3戸)●土地面積 148.69㎡(約44.97坪)~182.12㎡(約55.09坪)●建物面積 106.90㎡(約32.33坪)~119.11㎡(約36.03坪)●間取り 4LDK●総区画数/43区画●第2期総戸数/11戸●販売戸数/10戸●地目/宅地●地域・地区/第一種住居地域、松田町「国鉄清算事業団跡地」宅地造成地建築協定●建ぺい率 60%●容積率 200%●設備 東京電力・公営水道・公共下水道●道路の幅員及び舗装 公道約4.0m、約5.8m、約9.5m(アスファルト舗装)●私道負担 なし●建築確認番号/第H19確認建築神奈川県05142号(平成20年3月10日付)他●建物構造/木造2階建(2×4工法)●フラット35/利用可予定●住宅性能保証制度/「設計住宅性能評価書」取得済、「建設住宅性能評価書」取得予定●建物竣工時期/2008年9月26日(完成済)●引渡予定時期/2009年1月下旬●設計・施工/株式会社小田急ハウジング(建物)・株式会社小田急ランドフローラ(外構)●売主/小田急不動産株式会社 〒151-0061東京都渋谷区初台1丁目47番1号 国土交通大臣免許(11)第1168号(社)不動産協会会員(社)不動産流通経営協会会員(社)首都圏不動産公正取引協議会加盟●登録受付日時:2008年11月8日(土)・9日(日)10:00~17:00(9日16:00締切)●登録受付場所:「リーフィア新松田」販売センター●抽選日時:2008年11月9日(日)19:00止●抽選場所:小田急多摩住宅販売センター※ご登録の際は、認印・平成19年分収入証明書をご持参ください。●広告表示の有効期限/2008年11月末日

全棟ゆとり4LDK ◇土地面積/148.69㎡(約44.97坪)~182.12㎡(約55.09坪) ◇建物面積/106.90㎡(約32.33坪)~119.11㎡(約36.03坪) 販売価額(税込) 3,460万円~4,050万円

www.shinmatsuda.com お問い合わせは「リーフィア新松田」販売センター ☎0120-092-677 小田急不動産 営業時間/10:00~17:00(火・水曜定休)